

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６第１項及び大分県契約事務規則（昭和３９年大分県規則第２２号）第２１条の規定に基づき公告する。

令和８年６月２２日

大分県知事 佐藤 樹一郎

第一 競争入札に付する事項

- 1 業 務 名 大分県防災情報通信システム更新工事現場技術業務委託
- 2 履行場所 大分県内一円
- 3 履行期間 令和８年７月１３日から令和９年３月３１日まで
- 4 業務概要 大分県が発注する防災情報通信システム更新工事に係る監督業務や発注業務
- 5 予定価格 ９，４５１，２００円（税抜き ８，５９２，０００円）

第二 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- 1 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に該当しない者であること。
- 2 大分県が発注する測量等の契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下「大分県入札参加資格」という。）の中で、土木コンサルタントの電気電子を有する者であること。
- 3 大分県内に本店又は大分県との契約について委任を受けた支店等（以下「本店等」という。）を有する者であること。
- 4 大分県が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和６０年３月８日大分県告示第２６７号）（以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- 5 開札予定日以前３箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- 6 破産法（平成１６年法律第７５号）の規定に基づく破産の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の規定に基づく申立てがなされていない者であること。
- 7 当該入札に関連会社が参加していないこと。なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。

（１）資本関係

ア 親会社と子会社の関係

親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係

親会社が子会社に対し、株（出資金）の過半数を所有（出資）している場合に限る。

ウ 協同組合等とその構成員（組合員）等の関係

協同組合等及び構成員（組合員）等のいずれもが、県の入札参加資格を有している場合に限る。

（２）人的関係

ア 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。

イ 一方の会社等の役員等が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合に限る。

ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。

・ただし、アについては、会社等の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合は除く。

・会社等の役員は、取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。

なお、個人にあつては事業主、県外に本店を有する者にあつて大分県との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長（支店長や営業所等）を含む。

※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。

８ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に避難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

第三 入札方法

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準による。

第四 入札手続等

1 担当部局

大分県生活環境部防災局危機管理室情報通信班

住 所 大分市大手町3丁目1番1号

電 話 097-506-3166

E-mail a13582@pref.oita.lg.jp

2 契約内容（仕様書等）の閲覧

（１）閲覧日時 令和8年6月23日から同年7月6日までの9時から17時まで（開庁日の開庁時間内に限る）

（２）閲覧場所 大分県共同利用型電子入札システム (<https://www.t-elbs.pref.oita.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>)

3 公告等に対する質問

公告等に質問がある場合は、（１）の期間内に（２）の部署へ電送、持参又は郵送（書留郵便に限る）のいずれかの方法で提出すること。ただし、電送で提出する場合は、提出前に電話連絡を行うこと。

（１）受付期間 令和8年6月23日から同年6月30日までの9時から17時まで（開庁日の開庁時間内に限る）

（２）提出場所 大分県生活環境部防災局危機管理室情報通信班

4 質問に対する回答

質問書の提出を受けた場合は、質問書の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内（土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く）に回答するとともに、大分県共同利用型電子入札システムにより令和8年7月6日の17時（開庁日の開庁時間内に限る）まで閲覧に供する。

5 競争参加資格証明資料の提出

この入札に参加を希望する者は、次のとおり競争参加資格証明資料（以下「証明資料」という。）を提出すること。なお、作成方法は第七による。

（１）提出期間 令和8年6月23日から同年7月1日までの9時から17時まで（開庁日の開庁時間内に限る）

（２）提出方法 電子入札システムによる。なお、電子入札システム以外の方法（媒体提出届を提出したものに限る。）による場合は封書にし、防災局危機管理室情報通信班へ提出すること。

6 入札書の提出

（１）提出期間 令和8年7月2日から同年7月6日までの9時から17時まで（開庁日の開庁時間内に限る）

（２）提出方法 電子入札システムによる。なお、紙入札（承認を受けたものに限る）による場合は封書にし、防災局危機管理室情報通信班へ厳封のうえ提出すること。
入札回数は、原則1回とする。

7 業務費内訳書の提出（入札書に添付すること）

（１）提出期間 上記6（１）に同じ

（２）提出方法 上記6（２）に同じ

8 開札

- (1) 予定日時 令和8年7月7日10時00分
- (2) 場 所 大分県庁舎本館6階 防災活動支援室3

第五 業務費内訳書の作成

- 1 入札書の提出に併せて、業務費内訳書を提出すること。
- 2 作成方法、審査基準等は、業務費内訳書取扱要領によること。
- 3 業務費内訳書の様式は、別添「見積参考資料」のとおりとする。
- 4 提出するファイルはPDF形式で保存されたものに限る。

第六 最低制限価格

設定しない。

第七 証明資料の作成等

本入札参加希望者は、第二の競争参加資格を有することを証明するため、次のとおり証明資料を作成し、提出すること。

- 1 地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること等を誓約する証明資料として、別記様式1により作成し提出すること。
- 2 大分県入札参加資格の中で土木コンサルタントの電気電子を有する者であること及び大分県内に本店等を有することの証明資料として、大分県入札参加資格の審査結果の写しを提出すること。
- 3 証明資料の作成及び提出に要する費用は、資料の作成者の負担とする。
- 4 提出された証明資料は、競争参加資格の確認以外に使用しない。
- 5 提出された証明資料は、返却しない。
- 6 証明資料に虚偽の記載をした場合は、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。

第八 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金
免除とする。
- 2 契約保証金
免除とする。

第九 その他の事項

- 1 開札の立会い
入札参加者のうち希望する者は、開札に立ち会うことができる。
詳細は「大分県電子入札立会要領」による。
- 2 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札の無効等

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、別紙1「入札に当たっての注意事項」に記載する事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札した者は、再度入札に参加することはできない。

また、この入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札予定者が一致している場合で、次のいずれかに該当する場合）は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。

ア 談合情報による落札予定金額（率）が入札結果と一致している場合。

イ 談合情報によるすべての入札参加者が入札結果と一致している場合。

ウ 入札結果と談合情報による落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は業務費内訳書に不自然な事実がある場合。

エ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合。

4 その他

（1）契約担当者は、落札決定後に落札者が指名停止措置に基づく指名停止措置を受けた場合（指名停止要領に基づく指名措置要件に該当する場合に至った場合を含む。）において、指名停止措置が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。

（2）契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（第二の4の場合を除く。）は、落札決定の取消しを行うものとする。

（3）契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合（第二の4の場合を除く。）は、契約の解除を行うことができるものとする。

（4）落札者及び契約者は、入札後に次のいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。

ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む）。

イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき

（5）上記による落札決定の取消し又は契約の解除等に伴う損害賠償について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。